

1 策定の背景 P1

(1) 子どもを取り巻く状況の変化

- ① 少子化の進展
- ② 学びのスタイルの変化
- ③ 学校の社会性育成機能への期待
- ④ 効率的な教育投資の必要性

(2) 千葉市の教育施策上の必要性

学校教育本来の役割を十分発揮するために、小・中学校では一定の集団規模、児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていく必要があります。

2 実施方針について P3

(1) 対象

千葉市立の小・中学校

(2) 本市の計画体系における位置づけ・役割

- 本市の基本構想・基本計画及び学校教育推進計画に基づくとともに、実施計画や関連する個別部門計画と適切な連携を図ります。
- 学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組みの推進を図っていくために、基準を定めるとともに基本的な考え方や進め方を明示するものです。

(3) 学校規模の適正化及び適正配置の目的

子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実

(4) 策定の基本的な視点

- ① 子ども最優先の視点
- ② 学校と地域の関係を考慮する視点
- ③ 将来を見据えた視点

3 千葉市における学校の適正規模・適正配置の基準 P4

(1) 適正規模の基準

小学校：各学年2学級以上、全体で12学級以上24学級以下

中学校：各学年4学級以上、全体で12学級以上24学級以下

*なお、中学校の各学年3学級以上、全体で9学級以上11学級以下を準適正規模とする

(2) 通学距離の基準及び通学区域の設定

- ① 通学距離の基準：概ね、小学校4km以内、中学校6km以内

- ② 通学区域の設定：全市的なバランスを考慮するとともに、次の観点にも十分配慮

- ・ 小学校と中学校の通学区域の整合性
- ・ 幹線道路、河川、鉄道などの通学環境
- ・ 地域及び学校の歴史的、沿革的な要因
- ・ 地域コミュニティとの整合

4 取組みの方法 P5

(1) 基本的な方針

- ① 子どもの教育環境の改善を中心に据え、学校規模の適正化を優先に検討するとともに、全市的なバランスや地域の実情を考慮した最適な学校適正配置を検討します。
- ② 丁寧な情報提供、説明、十分な対話を通して、保護者・地域住民と協働で、活力ある学校づくりに向けた合意形成を図ります。
- ③ 学校教育における義務教育期間9年間の連続性、多様な教育的支援の必要性、地域コミュニティとの関係性を十分に考慮して検討を行います。
- ④ 中長期的に小規模校・大規模校として学校運営を見込む場合には、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、それぞれの規模に応じた教育の充実方策を検討します。

(2) 検討の方法

- ① 小規模校
- 学校規模や学校間の距離を踏まえて、次のA～Cの方法を基本に検討を進めます。

A 小・中学校の一体的な適正配置

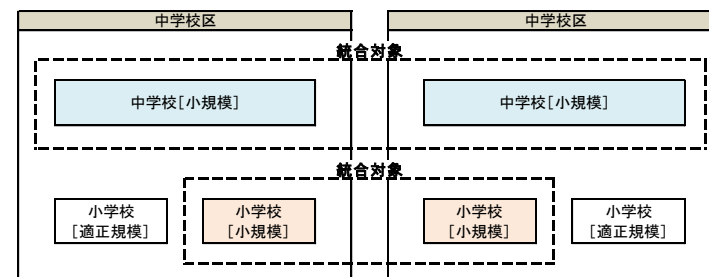
【要件】

- ・ 小規模（11学級以下）の小・中学校が存在する地域
- ・ 隣接する中学校間の距離が概ね2km以内等、地理的条件の課題が少ない

【方策】

- ・ 小・中学校ともに統合を検討します。
- ・ 複数中学校区の小・中学校の適正配置を一体的に検討します。

【イメージ】



B 小学校の優先的な適正配置

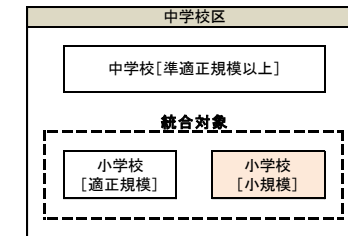
【要件】

- ・ 中学校は、準適正規模（9～11学級）以上の規模が確保されている地域
- ・ 小規模の小学校（11学級以下）が存在する地域

【方策】

- ・ 小学校の適正配置を優先し、第一に同一中学校区内の小学校との統合を検討します。
- ・ 地域の実情に応じて、通学区域の調整や異なる中学校区の小学校との統合も柔軟に検討します。

【イメージ】



C 小中一貫教育校化による適正配置

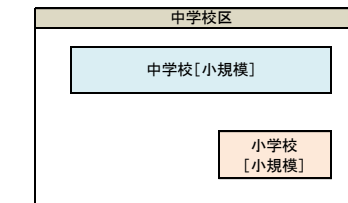
【要件】

- ・ 小規模（11学級以下）の小・中学校が存在する地域
- ・ 隣接する中学校間の距離が概ね2km以上等、地理的条件の課題が多い

【方策】

- ・ 第一に、小・中学校ともに統合の可能性を検討します。
- ・ 地理的要因等から同一学校種での統合による適正配置が困難であり、小規模校として存続を選択する場合は、小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模を確保する観点から、施設一体型を基本に小中一貫教育校化の推進を検討します。

【イメージ】



② 大規模校

大規模校化への対応としては、大規模校となる期間、当該校の校地面積や学校施設などの物理的条件などを考慮し、次の方策を基本に、学校及び地域の実情に即した最適な方策を検討します。

- ・ 近隣の学校との通学区域の調整
- ・ 学級以外の教室（余裕教室等）の改修や仮設校舎の建設
- ・ 中長期的に、大規模化や過大規模化、教室不足が見込まれる場合は、増築や分教室の設置、新設校の設置

(3) 対象校 [平成 35 (2023) 年度推計の学級数より]

適正規模を下回る学校を小規模校 (11 学級以下)、上回る学校を大規模校 (25 学級以上) とし、毎年度算出する児童生徒数推計を基に、対象校を設定します。[推計値は毎年度更新]

① 小学校

- ・ 小規模校 (11 学級以下) : 39 校
- ・ 大規模校 (25 学級以上) : 5 校

② 中学校

- ・ 小規模校 (11 学級以下) : 25 校 [準適正規模校 : 12 校を含む]

(4) 小規模校に関する取組みの優先度

適正規模を下回る小規模校のうち、学級数や児童生徒数によって取組みの優先度を区分し、取組みを進める上での判断材料とします。

優先度 (重要性・緊急性)		
高い ← → 低い		
I	II	III
小: 6学級以下 (120人未満) 中: 5学級以下	小: 6~11学級 (240人未満) 中: 6~8学級	小: 6~11学級 (240人以上) 中: 9~11学級

① 小学校

優先度: I 6 学級以下 (120 人未満)

- ・ 複式学級を有する。もしくは全学年単学級
- ・ 児童数が標準児童数の半数 (20 人) 未満の学年が発生

優先度 II 6~11 学級 (240 人未満)

- ・ 概ね、複数の学年で単学級が発生

優先度 III 6~11 学級 (240 人以上)

- ・ 1 つ以上の学年で単学級が発生しているものの、学校全体の児童数は一定規模あり、集団活動・行事等で工夫の余地がある

② 中学校

優先度: I 5 学級以下

- ・ 1 つ以上の学年で単学級が発生

優先度: II 6~8 学級

- ・ 一部の教科では免許外指導が発生しやすくなる

優先度: III 9~11 学級 (各学年 3 学級以上)

- ・ 適正規模を下回る小規模校であるものの、一定の教育活動・学校運営が可能

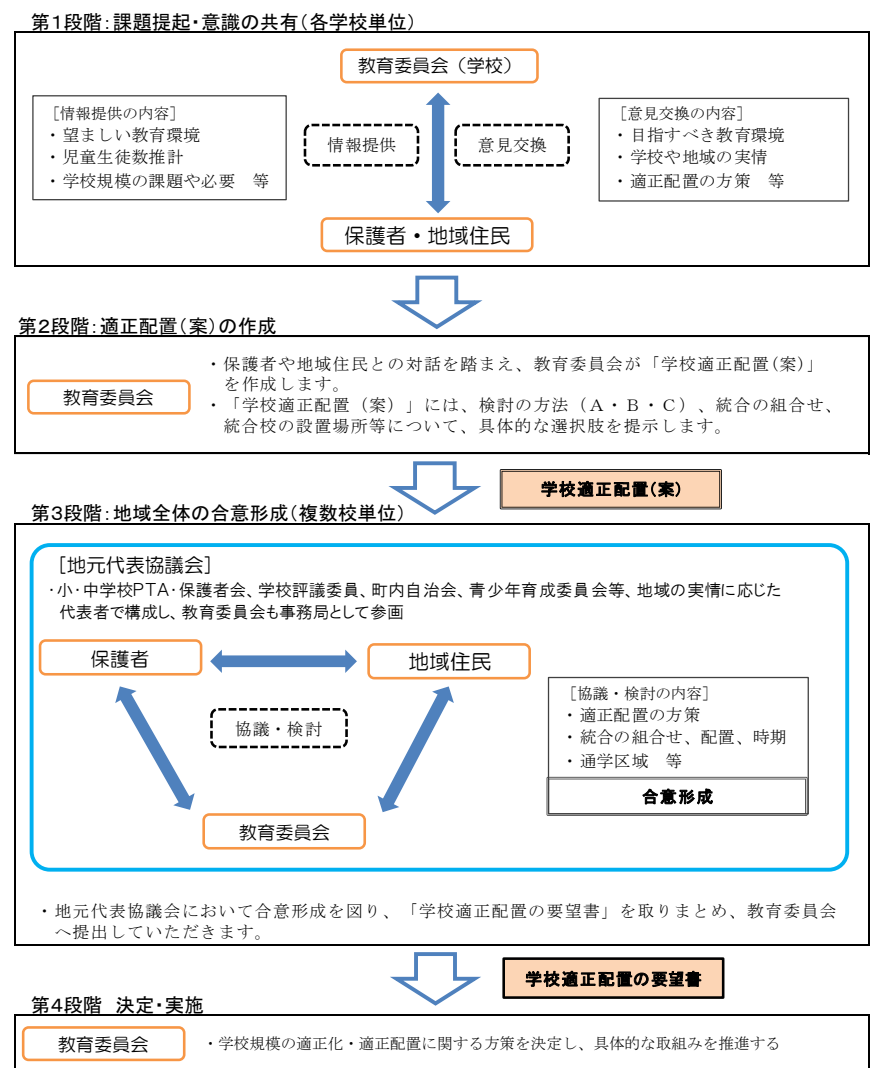
5 取組みの進め方 P11

(1) 基本的な方針

- 地域の実情に即した最適な適正配置を実施するために、子どもの教育環境の改善を中心に据え、保護者や地域住民の方々と丁寧に議論を積み重ねて合意形成を図ります。
- 円滑な合意形成に向け、各学校の保護者や地域住民との対話を起点に地域全体の合意形成へ移行するとともに、教育委員会はその過程に主体的に参画します。
- 教育委員会や学校は、検討段階に応じて適切な提供情報・説明を行い、保護者や地域住民等の関係者間で、課題意識の共有と改善に向けた見通しの共有が図られることを大切にします。

(2) 基本的な進め方

【イメージ図】



(3) 統合に向けた準備

- ① 統合準備会の設置
- ② 両校による統合準備

6 適正配置を契機とする教育環境の整備 P13

統合をはじめとする適正配置の取組みは、教育活動や学校運営を充実・革新する大きな契機となることから、子どもたちにとってよりよい教育環境となるよう整備・検討を行います。

- ① 地域とともにある学校づくり
- ② 通学路の安全確保
- ③ 学校施設の整備充実
- ④ 教職員の配置
- ⑤ 子育て関連施策との連携

7 学校跡施設の利活用 P14

(1) 跡施設の利活用検討の基本的な進め方

「千葉市資産経営基本方針」及び「千葉市公共施設見直し方針」に基づき、中長期的なまちづくりの視点から、人口・世代構成や周辺施設の状態、地元住民の要望及び費用対効果などを総合的に勘案し、資産経営部を中心に全庁横断的に検討を進めます。

なお、学校の跡施設の利活用の検討は、「子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実」を目的とする学校規模の適正化や適正配置の取組みとは、直接的に整合しないことから、「学校統合」と「跡施設の利活用」に係る検討は明確に区別して進めます。

(2) 跡施設の管理について

跡施設の利活用が決定するまでの期間は、本市で適切な施設管理を行います。